

地域計画ケース・スタディⅡ

——大阪府・岡山県——

Ⅰ 大阪府における総合計画の問題点

ここではいささか論点を変えて、地域計画と社会計画という問題で、報告をしたい。

そこで、なぜこのような題を選んだかという問題意識から述べていきたい。というのは、社会計画という言葉は、おそらく昭和34年ぐらいから、ひんぱんに使われるようになったと記憶しているが、社会計画の意味は、いろいろ人によって異っているようである。

たとえば、昭和40年の社会開発懇談会の中間報告における社会開発の概念をみると、広く使われている。たとえば人間能力の開発、教育、生活環境、住宅の整備、生産の場の改善、社会保障および福祉対策、それと消費者保護というようなものを、社会開発の概念の中に入れている。

またその当時発行された前田清氏の『日本の社会開発』という著書では、さらに広い範囲にとっている。これは10項目ばかりあって、公衆衛生、国民体育、住宅、都市計画、リハビリテーション、児童問題、教育、労働それに農業も入れているわけである。さらに社会保障をも社会開発の中に入れている。

そこで社会開発とはなんぞやということを、いろいろ考えてみなければならない。ここに一つ日本の社会開発に、これは日本と限らないのかもしれないが、発生的な——発生的というのは大げさだが——問題がある。というのは、たとえば社会開発懇談会でもいっているとおり、この社会開発というのは、従来の経済開発にたいする対置概念として出てきたのではないかと考えるからである。社会開発懇談会の中間報告の中でも、こういうことをいっている。従来、いろいろな計画においては、人間の福祉向上を二義的に考えてきたのではないか。したがって社会開発懇談会でこういう問

題を提起するのは、従来の経済政策への反省であるというようないい方をしている。

そういうことから私は、社会開発というのは、一種の対置概念なり、極端に言えば防衛概念——こういうことばがあるかどうか知らないが——といった意味で、いわばクロズアップされてきたと考える。

そこで大阪ではどういう形になっているかということを、「大阪地方計画のあらまし」に沿って述べておきたい。

大阪地方計画というのは、37年度を基準年次に、39年から50年までの12カ年計画として、42年3月に決定されたものである。

全体の構成は基本構想部門、経済計画部門、社会計画部門、産業・生活基盤整備計画部門、地域計画基本構想という五つの部門からなっている。そのうち社会計画部門というのは、市民の健康増進、社会福祉の向上、それに教育、文化の振興といった内容をもっている。

またここでいささか特徴的なことは、産業・生活基盤整備部門というのを第4部としておいたことである。ここにたとえば上下水道の問題、道路の問題、公害問題、し尿、ゴミ問題、それに水資源開発とか、治水対策、地盤沈下対策、といったような問題が全部はいっている。そして最後に地域計画基本構想として、各地域の基本方向というものを明らかにしている。

このような構成をとったのも、実は社会計画というものを、あまり狭い中に押し込めるべきではないという問題意識が背後にあったからである。そういう意味から計画の課題として次のようにうたっている。

「府民の福祉水準をより一層向上させるという目的を達成するためには、産業の振興を通じて府民所得を増大することがもっとも基礎

的な課題であるが、それと同時に、住みよい生活環境をつくり、府民の日常生活に直接結びついた社会福祉、公衆衛生、教育、文化などについての施策が並行して進められなければならない。あらゆる部門の施策が、『豊かで健全な人間生活を発展させるため』という基本的態度を貫ぬきながら計画され、実行されることが必要なのである。」

ここであらゆる部門を通じて、いわば社会計画的な考え方を貫くことが必要だということを強調している。

そういう視点に立って、いわば通常社会計画といわれる部門以外の部門——たとえば公害問題等について取り上げ、報告をしたいと思う。いいかえれば社会計画というものを、あまり狭いワク内にとじ込めること自体が問題ではないかということになるかと思う。私がよく議会等で質問を受ける事柄に、現在、大阪の財政構造をみると、たとえば社会計画部門というのが、いかにも貧弱ではないか。これこれのパーセントしか占めていないという議論がよくかわされる。そういう議論がかわされるたびに痛感するのは、財政の何パーセントかということよりも、むしろ私は、あらゆる計画部門が、社会計画的な考え方で貫かれるということが大切ではないか、と考える。

たとえば先ほど、前田清氏が都市計画というような問題を社会計画の中に入れていているということを紹介したが、とくに都市計画というような問題については、そういった面が非常に強いのではないかと考える。そういう意味から、実は「アテネ憲章」というのを資料として付していたので見ていただきたいと思う。「アテネ憲章」について簡単に紹介しておくと、1920年代から現在まで建築の大家として知られているル・コルビジェとかグロピウスといった新進の建築家が、国際近代建築家会議というのを結成して会合をもつに至り、そのうち第4回の会合のテーマが、のちに「アテネ憲章」ということばで呼ばれるようになったのである。一口にいうと、現在の都市計画の基本的な考え方がここで示されているといえそうである。たとえば用途地域性、グリーンベルトの考え方、

道路における人と車の分離の問題、さらに建築の高層化というような考え方など現在の都市計画のうえではあたりまえになっている考え方が、35年前の「アテネ憲章」に示されているのである。当時としては、理想に近いのだというような受け取り方をされていたようである。ところが戦後になって、世界大戦の廃墟から立ち上がったパリあたりの都市計画をやるための、いわば基本的な考え方というようなものに、「アテネ憲章」の考え方が取り入れられたことから、いわばこれが国際的に都市計画のバイブルになったといういきさつがある。

そのほかブラジルのブラジリアとか、インドのパンジャブ州の首都のチャンドイガールの都市計画というものは、こういう考え方によって、たとえばル・コルビジェなどによって立てられている。「アテネ憲章」の内容について多少ふれておくと、たとえば「都市の成長は緑地に隣接して連なっている周辺地の人々が楽しんでいた緑地をしだいに浸食する。自然の要素からの隔りは絶えず大きくなっていき、衛生上の無秩序に拍車をかける」という問題をとりあげている。

それから「高層建築物は、互いに広い間隔で建てられ、広大な緑に地面を解放すべきである」というようなことも書いてある。

また「週1回の自由な時間は公園、森、運動場、競技場、海水浴場などのよく準備が整っている場所で過そう」とか、「住居と職場との連絡は、もはや正常ではない。都市の端から端まで、あまりにも長い距離を人々は通わされている」とか、「土地の野放し膨張、見通しの悪さ、土地にたいする投機等々、このようなプログラムのすべての欠如のために、工業はどんな規制にも従わず盲滅法に計画してしまう」というように、非常に示唆に富んでいる。要するに35年前と思えないような新しい言葉が、いたるところに散見される。

私も大阪にいて、大阪のいまの状況をみた場合、やはり住民の福祉という立場から考えざるをえない。

たとえば道路であれば人が自由に通行できて、交通事故等のおそれがないような道路にするとか、

きれいな水、きれいな空気、それに快適な住いといったような、一つ一つの要素を考えると、やはり都市計画における住民福祉の重大性ということに思いいたる。

そこで今回のテーマを少ししぼって、堺泉北臨海工業地帯における公害防止対策という問題について述べていきたい。

大阪では昭和32年ぐらいに計画をつくり、着手したのはもう少しさきの昭和34年ぐらいで、現在まだ造成中である。場所は大阪市のすぐ南、府心から10キロないし15キロぐらいの距離のところにある。面積は約2,140ヘクタール。鹿島のほうが3,300ヘクタールであるから、そのだいたい3分の2の規模ということになる。しかし総事業費は約613億円であるから、鹿島の500億よりは多い。

戦前はいわゆる煙の都ということでもって工業生産高を誇っていたが、戦後の工業、とくに重化学工業の進出というようなことから、工業構造の変化により、大阪では地盤沈下が非常に問題になってきた。そういうことから、30年代のはじめにこの造成が行われたといういきさつがある。

基本計画を策定したのは33年10月である。それでだいたい34年から開始された。現在、造成事業は一部を除き完成している。進出企業は八幡製鉄、関西電力、丸善石油をはじめとしてだいたいほとんどの業種、70数社にのぼる。

ここでは都市のごく隣接地域に工業地帯を造成するということから、公害の問題にたいする対処の仕方が当初から非常に問題にされていた。とくにここに立地する企業が、鉄鋼、化学、石油、電力といった企業であるし、それに背後には堺市をはじめとして、戦前からの住宅地がある。また大阪市に非常に隣接しているということから、この地域の造成にあたっては、公害問題を、はじめから意識した。

そこで、要するに予想される公害問題を未然防止するという基本的態度を打出した。そういう意味から進出企業との間に、土地売買契約を締結するにあたって、いわゆる公害防除条項というものを入れ、公害発生時の解決責任を義務づけた。

これは実をいうと、公害問題がクローズアップされるにしたがい、この条項自体も非常にシビアなものになってきている。すなわち、まず最初の昭和34,5年ぐらいに決った企業との土地売買契約のさいには、はじめは公害条項というのは出ていなかった。当時決ったのは八幡製鉄と、あと数社だったと思うが、もちろんこれは条項には入っていないにしろ、事実上は紳士協約という形でいろいろの約束を企業との間にはかわしてきた。しかし実際こういう形で防除条項を入れたのは、堺4区の造成からだった。そのさいは、主として汚水処理施設、汚水の排水という問題に着目して、次のような条項を入れた。「乙は工場の操業に先だち、汚水処理施設を設置し、有害な汚水を排水しないよう努めるものとする」。それから「公害が生じたときは、乙の責任において解決を図るものとする」。

ところがその後、たとえば四日市の例等をみて、やはり汚水排水というだけの問題ではない。したがってもう少し広範な公害問題についての防除条項を入れる必要があるということでもって、その後堺5区から7区、および泉北1区、4区の場合については、次のように規定している。すなわち、「乙は操業に先だち、ばい煙、粉じん、ガス、排液、騒音、振動等による公害が発生しないよう適切かつ十分な防除の措置を講じなければならない」。そして「公害が発生したときは、乙の責任において解決しなければならない」、「公害の防除の措置について必要な事項は、甲は乙に協議して別に定める」というような条項を入れている。

なお前述の公害の未然防止という点から、大阪府では府の附属機関として大阪府事業場公害審査会を設け、この堺、泉北地域の公害の未然防止を確保するためには、どういう措置をとったらいいか、どういう基準を設けるべきかというようなことについて諮問をした。その結果造成が一部完成した昭和37年、要するに企業が操業にはいる直前、審査会の答申が出た。

この答申は、一つは公害にかかわる排出物の規制にかんする指導の基準と、もう一つは公害発生要素を含む機械設備についての防除措置、といっ

た基準の側と発生源の側から二つについての答申内容になっている。

大きく分けて、ここでは大気汚染と排水の問題が主として扱われた。審査会では、とくに公害問題の技術的な点について専門部会をつくり、そこでもって調査研究をした。はじめは3部会だったが、のちには大気と水質という二つの部会に分かれて検討がなされた。

その結果、「指導基準の設定については、法律または条例に定める基準を下限として、臨海工業地の特殊性にかんがみ、全面操業時——これはだいたい、はじめの予定では昭和45年であったが、若干遅れていて、46,7年になるうかと思うが——における公害問題の発生を防除しうるものを目標に、かつ当面の行政指導の基準として設定する」ということにしたわけである。

とくにいま、当面の行政指導の基準ということをついたが、それは次のような事情によるものである。すなわち公害問題は、このところ非常に大きくクローズアップされて、その防除技術の開発は非常なテンポで進んでいる。したがってあらかじめ満足できる内容の指導要綱のような形でまとめるというよりも、ともかく現在の技術水準に合った、いわば暫定的な指導基準を設けていくということになる。こういうような形で基準なり、それから個々の機械設備ごとの防除措置というものを指導するという、ある程度弾力的な姿勢をとった。

しかし、専門部会で検討している間にも、一方においては公害問題が日々社会的にクローズアップされ、それに伴い防除技術もどんどん発展してきた。当時、とくに大きな問題は、石炭を主とする固体燃料から、重油を主とする液体燃料へといういわゆるエネルギー革命が行われたということである。

そういう事情もあって、とくに大気汚染の問題についての指導基準を、昨年設定した。その基本的な考え方は、まず、大気汚染の中で一番問題になる重油関係の亜硫酸ガスに着目して、これをどういうふうな指導基準でもって規制するかということに焦点をしばった。

現在、亜硫酸ガスの防除措置には、排煙防除、直接脱硫、それから煙突を高くして排煙の効果的拡散をはかるといった方法がある。

しかし現時点では排煙からの脱硫は、火力発電所のように重油を大量に消費するところでは将来実用化される可能性があるが、その他のところでは経済的にきわめて困難だ。したがってまず最初にやるのは、煙突高度を規制するという点にしばって、指導をした。

それに関連する問題もいろいろあるが、それはあとにして、次に水質汚濁の問題について述べておく。これもだいたい同様な考え方から、汚水の拡散計算というものをして、水質保全目標を決めた。たとえば、水素イオン濃度、油類、浮遊物質、という各項目ごとに保全目標を決定した。そしてこの保全目標値を確保するために、各業種ごとの、各項目ごとの水質指導基準を設けて、指導をしている。

なお、ここでは最後に、もう一つの問題として公害緩衝緑地の設定をもしている。

こういうような形でもって、昭和42年の2月に専門部会から公害審査会に対して最終的な報告が行われた。そしてこれを指導基準にするということにしたが、その後、これから述べるような大きな情勢の変化が実はあった。

一つはこんどの大気汚染防止法に基く生活環境審議会の今年の7月の答申である。それからもう一つは、東京の大井の発電所の問題である。これらの問題によって、大気汚染の問題は、大阪において、さらに従前にもまして大きくなった。私も従前から各地点における大気汚染度の測定を行ってきたが、大阪の大気汚染、とくに亜硫酸ガス濃度というものは、率直に言って非常に高い。つい最近の年間調査によると、たとえば大阪の中で、環境が比較的いいといわれている大阪城のそば、具体的には大阪府庁の地点において、年間の亜硫酸濃度の平均値は、年間0.05ppm、この間の生活環境審議会の答申では、年間平均0.05ppmということだったが、大阪では比較的環境のよいといわれる大阪城の付近においてさえ0.05ppmというような数値が出ている。したがって非常な

工場密集地帯である大阪湾沿岸たとえば西淀川区、此花区、大正区というようなところでは、実は年間平均値が 0.1ppm を越えるところがある。また堺の一部においても、年間やはり 0.05ppm を相当越して、0.1ppm に近いところもある。

こういうことになってくると、この専門委員会で答申した、指導基準そのものがつい先日できたばかりだが、現在ではもう一度、さらに検討しなければならないような情勢になってきている。また大気汚染において、どういう問題が起っているかという、これは具体的な数値を発表していないが、汚染地区の住民の慢性気管支炎症状というものの有病率は、非汚染地区に比べて明らかに高率である。それから老人層の死亡数の増加と濃厚スモッグ、または週平均汚染濃度の比較的高濃度発生とが関係づけられることが推定される。現在、確認のための研究が進行中である。それから学童の健康に及ぼす影響についても、汚染地区では非汚染地区に比べ、自覚症状が多く、そして呼吸機能が劣っていることが明らかにされている。また体質的に特別のグループと思われる学童に、大気汚染の悪化による影響が強くみられる。こういったような人体への影響も一部では出ているわけである。

こういうことから、やはり大阪においても、大気汚染問題、とくに亜硫酸ガスの問題を中心として、さらにきびしい規制をしなければならないような段階に立ちいたっているということを、まず報告しておきたい。

これについては、今日の新聞等をみても、経団連等から、あの基準がどうだ、こうだという議論もあるようだが、実情はこういうようなことで、われわれとしても、この生活環境審議会の基準については、ぜひとも推進していかなければならないのではないかという問題意識をもっている。

最後にしめくくりとして、それならばいったい、将来どうするのかという問題が一つある。それについては最近できた「大阪湾港湾計画」を先ほど述べたような観点からとりあげて、一つの例証としたい。

港湾計画の中においても、私どもは社会計画的

な考え方を貫いていくべきだという観点から、港湾課にたいしていろいろな意見を述べてきた。その基本的な考え方は、要するに水ぎわ線というのは、とにかく一つしかないのだ、したがって、それをいかなる形で大阪湾なら大阪湾の水ぎわ線を利用するかということは、これはなにも港湾だけの問題でなく、すべてに関連する問題である。したがって、「湾内の海岸線および水面については、快適な環境の保全と公害の予防を考慮しつつ、計画的に用途を定めて開発をはかるものとする」ということを基本方針としてほしいということが1点と、それからもう一つ、「湾内の用地造成については、近畿圏整備の基本方針に基き、重化学工業用地の造成は、現在までに計画確定している地域に限るものとし、その他については、主として港湾用地、都市再開発用地等にあてるものとする」、こういうことを港湾計画の中でもうたっているのである。

これは最初に述べた「大阪地方計画のあらまし」の方針とは、若干異なる。実はこの計画を立てたのは昭和39年ぐらいだが、その頃、まだ大阪では重化学工業化政策を進めるというつもりでおった。ところが港湾計画をつくった昨年の7月ぐらいになると、情勢が大きく変ってきた。大阪の重化学工業化政策というものはこれで終りなんだ。これから大阪湾というものは、むしろ重化学工業以外の使い方、たとえばレクリエーション用地として使うとか、あるいは工業を仮につくるにしても、都市型工業にする。いろいろな形に考えられるかと思うが、とにかく重化学工業化政策というのは、これで打ち止めだという形のものを、この港湾計画においてもはっきり表示したわけである。

アテネ憲章（資料）

1933年に開かれたCIAM（国際近代建築家会議）第4回会議のテーマ、＜機能的都市＞が、のちに「アテネ憲章」として、1941年フランスのブロン社から出版された。これは、CIAM運動のバイブルともいえるべきものであり、序文

第1部「総論」

都市とその地域

第2部「都市の現在の状態、危機と対策」

<住居> 考察、要求

<余暇> 考察

<労働> 考察、要求

<交通> 考察、要求

都市の歴史的遺産

第3部「結論」

議論の要点

に分けられた95条の条文とその解説からなっている。ここで、とくに重要と思われる第2部の本文のみを引用してみよう。

第2部「都市の現在の状態、危機と対策」

<住居>

考察

- 9 19世紀に工業の発達した地帯と同様に、人口密度は都市の歴史的な背景をもつ中心部において、あまりにも高くなっている。
- 10 このように圧縮された都市の地域において、居住条件は、住宅に割当てられる面積の不足や、自由に使用できる緑地の不足や（投機に基いた経営として考えているので）建物の維持の不備等々で、はなはだかんばしくない状態である。この事態は、自分で防衛できないような、生活水準の非常に低い（死亡率20%もの）住民がいるために、いっそう悪化している。
- 11 都市の成長は、緑地に隣接して連なっている周辺地の人々が楽しんでいた緑地をしだいに侵蝕する。自然の要素からの隔りは絶えず大きくなっていき、衛生上の無秩序に拍車をかける。
- 12 住宅に当てられる建物は、衛生的に望ましい姿とは反対のかたちで都市に分布している。
- 13 もっとも密度の高い地区は、もっとも悪い条件の地帯（オリエンテーションの悪い側、もやや工場のガスに侵される地区、洪水になりやすい地区など）のなかにある。
- 14 通風のよい建物（快適な住居）は、不快な風から庇護された、湖や海や山の景色の展望の美しさと大きさを確保した、そして日光の豊かな地域にたっている。
- 15 住宅のこの不公平な分布は、習慣によって認められており、正当化されたと考えられている市当局の土木課の意向によって承認されているものである。すなわち、地域制という名で。
- 16 交通路に沿って建てられ、あるいは交叉路のまわ

りに建てられた建物は、騒音や、埃や有害なガスの点で、住居として不健康である。

- 17 街路の周辺における住宅の従来のかたちによる並列は、住居の最小部分にしか日光をもたらさない。
- 18 住居に付随した公共建築の分布はでたらめである。
- 19 とくに、学校はしばしば車道に面していたり、住宅地からあまりにも遠くにあったりする。
- 20 郊外は、無計画に、都市との正常な関係なく開発されている。
- 21 行政区域のなかに郊外を編入することが追究された。
- 22 郊外はしばしばバラックの寄り合いでしかなく、そこではどうしても必要なぎりぎりの歩道さえ邪魔ものの扱いにされる。

要求

- 23 住居地域は、地形方針をたて、気候を尊重し、もっとも条件のよい日照や適当な緑地を配置し、今後は都市のなかでももっともよい場所を占めるべきである。
- 24 住居地域の決定は、保健衛生上の理由によって規定されるべきである。
- 25 合理的な人口密度は、土地の性質そのものから割り出した住居の形態によって規制されるべきである。
- 26 最小限必要な日照時間は、一つの住宅に定められなければならない。
- 27 交通路に沿った住居の配列は、禁止されなければならない。
- 28 高層建築物の建設に、現代技術の手段を考慮に入れなければならない。
- 29 高層建築物は、互いに広い間隔で建てられ広大な緑に地面を解放すべきである。

<余暇>

考察

- 30 空地は、一般に不足している。
- 31 空地が十分広いときでも、しばしば分布状態が悪く、そのため多くの住民が全部利用するわけにはいかない。
- 32 空地の偏在は、都市の過密地区における居住条件の改善に適さない。
- 33 数少ないスポーツ施設は、ふつう、利用者の近くに設置するために、やがて将来は住居地域あるいは工場地域となる場所に暫定的に設けられる。そのため落ち着かず、絶えず悶着が起る。
- 34 週1度の余暇に具合のいいような土地があっても、

都市域との連絡が悪い。

要求

- 35 すべての住居地域には、今後、幼児や青少年や大人の遊戯やスポーツのための合理的な施設に必要な緑地をそなえるべきである。
- 36 非衛生的な地区はとり壊して緑地に代えること、隣接地区は清潔になるだろう。
- 37 新しい緑地帯は、幼稚園、学校、青年のセンター、または住居と密接な関係のあるすべての公共建築などを含む目的のはっきりした施設に役立つこと。
- 38 週1回の自由な時間は、公園、森、運動場、競技場、海水浴場などのよく準備がととのっている場所で過そう。
- 39 公園、運動場、競技場、海水浴場など。
- 40 河川、森林、丘陵、溪谷、湖、沼、海、これらははじめからあるエレメントを尊重しなければならない。

<労働>

考察

- 41 職場は、工業、家内工業、業務、行政、商業などの複合した都市においては、もはや合理的に配置されているとはいえない。
- 42 住居と職場との連絡はもはや正常ではない、都市の端から端まで、あまりにも長い距離を人々は通わされている。
- 43 通勤時間の交通は危機の状態を示している。
- 44 都市の野放し膨張、見通しの悪さ、土地に対する投機等々……。このようなプログラムのすべての欠如のために、工業はどんな規制にも従わず盲滅法に定着してしまう。
- 45 都市のなかでは、事務所が業務地区に集中してしまっている。都市の特権的な場所に定着し、もっとも完全な交通を備えている業務地区は、たちまち投機の餌食となる。それらは私的な業務なので、自然的発展に役立つ組織を欠いている。

要求

- 46 職場と住居との距離は、最小限に短縮すべきである。
- 47 工業地帯は住居地区から独立しなければならない。そして緑地帯によって一つ一つ隔てられていなければならない。
- 48 工業地帯は、鉄道や運河や道路と隣接すべきである。
- 49 家内工業は、直接その母体である都市生活と緊密

に結びついているので、都市の内部で明確に指定された場所を占めることができないからである。

- 50 私的または公的経営に当てられる業務地区は、都市内またはその近郊にある工業地帯や家内工業地区と同様に、住居地区との良好な連絡が確保されるべきである。

<交通>

考察

- 51 現在の都市の道路網は、主要な幹線道路の周囲に開発された分枝の集合したものである。ヨーロッパにおいては、これらの幹線道路は、中世または往々にして古代にまでさかのぼる古いものである。
- 52 これら連絡の主要道路は、歩行者または馬車を通すために考えられたもので、もはや今日の交通機関の方法には適合しない。
- 53 この道路寸法は、それ以後は不適當であり新しいスピードの交通機関の利用や都市の規則的な発展を妨げる。
- 54 道路の交叉路はあまりに狭すぎる。
- 55 道路の幅は十分でない。それを広げようと努力することは、しばしばたいへんな仕事となり、そのうえ効果がない。
- 56 新しいスピードに直面すると、今の道路網は、正確さや、融通性や多様性や適応性に欠けて、非合理のようである。
- 57 古典的な都市像を追求した豪華な街並みの設計は、交通において重い足枷のはじまりとなったし、現在まさにそうである。
- 58 多くの場合、鉄路網（鉄道）は、都市がもっと大きな都市になろうとするときたいへんな妨害になった。それは、住居地区をとり囲んでおり、都市の生活要素との有益な接触を断ちきっている。

要求

- 59 都市およびその地域における厳密な統計や、交通全体に関する有効な分析がなされ、交通の方向とその通過量をあきらかにしなければならない。
- 60 交通路はその性質によって分類されるだけでなく、乗り物の機能とその速度によって建設されるべきである。
- 61 交通の流れの混雑する交叉点は、立体交叉によって交通が途切れないように整備されるべきだろう。
- 62 歩行者は、自動車とは別の道路を通れるようになること。
- 63 道路は、住宅地の道路、散歩道、通過交通道路、

幹線道路など用途別に区別されるべきである。

- 64 緑地帯は、原則として、主要な交通の流れを絶縁すべきである。

都市の歴史的遺産

- 65 建築的に価値のあるものは保護されるべきである（一つ一つの建物でも、都市全体でも）。

- 66 それらは、もしも過去の文化の表徴ならば、そしてもしも一般の関心を引くものならば保護されるべきである。

- 67 もしも、それらの保存が、不衛生な条件のなかにいる人々を犠牲にしなければ……。

- 68 もしも、根本的な手段、たとえば交通の主要部を方向転換させることや、その上これまで動かしがたいと考えられていた中心部を移動することなどによって、それら歴史的記念物があっても邪魔でないようにすることができれば……。

- 69 歴史的記念物の周囲にある貧民窟の破壊は、緑地をつくる機会を提供する。

- 70 歴史的な地帯に新しい建造物を建てる際、美を口実とした過去の様式を使用することは、不幸な結果となる。このような使用の支持、またはこのような提案の受諾はどんなかたちでも許せない。

これらの条文のなかから読みとれることは、緑のなかに適当な間隔を置いて建ち並ぶ高層建築群であり、交通の性質とスピードによって分離される道路である。そしてその道路は人と車が分離され、人々は太陽と緑と空間を身体いっぱいを感じるのである。これこそ、ル・コルビジェの画いたパリ・ヴォアザン計画であり、300万人の都市計画のイメージそのものといってよい。

（榎居 孝 大阪府企画部参事）

II 岡山県における広域生活圏の構想

現在、岡山県では県内をいくつかの圏域に分けて、圏域計画というものをいま作業中である。これはお断わりしておかなければいけないのだが、まだ作業中であって、成案ができるのは来年の1月である。いままでに、だいたい圏域の設定が終って、現在圏域の中の現状分析と、将来の方向という問題を進めている。

本論にはいる前に、一応岡山県の概況と、それから岡山県が瀬戸内海および中国地方との関係において、将来どういうふうに関係を進めていこうとしているかということについて、簡単に触れて

おく。

岡山県は水島地区を中心に、新産都市の開発が進んでいる。しかもここは新産都市の優等生ということで、非常に調子がよくいっているのではないかというふうに各方面から思われている。しかし、実際のところ、人口の動きをみると、昭和30年から40年までは、ずっと減少の一途をたどっていた。人口が増加に転じたのは昭和41年からである。したがって、昭和40年が人口のどん底であって、だいたい1,645,000人。その後、統計課で人口流動調査を行った結果、今年の7月で1,674,000人、約3万近く、2年ほどの間に増加している。したがって41年を起点として、人口は増加してきている。これは一応、水島の開発の効果が具体的に現われた一つの例証ではないかとみられる。

次に岡山県の瀬戸内海および中国地方における地理的条件から推して、将来どういうふうに関係を進めていこうとしているかということを簡単に述べておこう。

岡山県の開発を考えるさいに、一番問題になるのは、瀬戸内海という日本に一つしかない内海の沿岸であるということが一つ。それから中国山脈という、傾斜のゆるい、しかし非常に山の多い地域を広くもっている。この2点が非常な特色であると考えられる。したがって、将来瀬戸内海をどのように開発していくべきかということで、私も前から考えているのは、瀬戸内構想といって、瀬戸内海を取り巻く各県が、共同してこの開発をはかっていく体制づくりが必要ではないかというものである。

ところが瀬戸内海は、非常に東西に長い地域であって、これを一つの開発方式で開発するのは、実際的にいって非常にむずかしいのではないか。そこで東西に長い瀬戸内海を、東西二つに分けて開発を進めていく。将来は一体的な開発計画を進めるといって、それが現実的な考え方ではないかと考えている。岡山県としては、こんどの全国総合開発計画の第1次開発プロジェクトとして、東瀬戸内広域都市構想といろいろ提案をしている。